

児童養護施設退所後の 自立困難軽減に向けた地域養護活動の可能性

—旧・沢内村（現・西和賀町）における取りくみを事例として—

井上 寿美・笹倉千佳弘

1. 研究目的

本研究の目的は、児童養護施設在所中に施設の子どもが参加する地域養護活動が、いかなる点において、施設退所後の自立困難軽減に向けた可能性を有しているのかを、旧・沢内村（現・西和賀町）における取りくみを事例として明らかにすることである。

児童養護施設（1997年児童福祉法改定以前は「養護施設」）の目的は、従来、子どもを「養護すること」であったが、1997年の児童福祉法改定にともない、その目的に、「自立を支援すること」が加えられた。さらに2004年の改定では、「退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うこと」と明記され、児童養護施設の目的は、保護から自立支援へと変わった。このような変化にともない、子どもの自立を視野に入れた取りくみが重視されるようになった。しかし、東京都福祉保健局（2011）や認定NPO法人ブリッジフォースマイル調査チーム（2015）等の調査では、児童養護施設退所者等⁽¹⁾の自立の難しさが指摘されている。

先行研究で取りあげられている児童養護施設等退所後の自立の困難事例（立川2000；大村2006；相澤2008等）からは、退所者等が、所属意識を有していない外集団との関係構築の困難さが自立を阻む要因の1つになっていることがわかる（笹倉・井上2015）。たとえば、児童養護施設退所者へのインタビューをおこなった全国社会福祉協議会（2009）の調査結果ではそのことが顕著に表れており、中でも児童養護施設退所後の「孤立感」が目立っている。「自らの人生の異質性への意識が、『自分のことをわかってくれる人はいない』『人は信用できない』といった思いをもたらし、孤立感を増幅させる」（全国社会福祉協議会2009：162）ことが、退所後の生活困難を引き起こしていると言うのである。

一方、これまで児童養護施設退所後の自立支援に関しては、退所後も継続可能となるような子どもと施設職員との信頼関係の構築（伊部2015；天羽2002；庄司・谷口・高橋・ほか1997等）や、退所後に直面する生活困難を回避することができるようなソーシャルスキル⁽²⁾の習得等のリーピングケア（小木曾2011；天羽2002）、また、退所者への物理的・心理的な居場所の提供や職場・居宅訪問等のアフターケア（春日・早川2006；斎藤2008）をめぐって議論されて

きた。しかし、管見の限り、児童養護施設退所後の自立支援に関して子どもの外集団認識を視野に入れた議論はおこなわれてこなかった。

なお本稿では、児童養護施設退所者の自立については、社会的養護経験者の自立支援をめぐる最近の研究に依拠し⁽³⁾、困ったときに助けを求められることとらえている。また、地域養護活動とは、児童養護施設の子どもの日常生活から離れた地域をフィールドとして、児童養護施設の職員や地域住民等が、子どもと地域の暮らしを共に経験しながら、協働して子どもを養護する諸活動のこととする。

2. 研究の視点および方法

(1) 研究の視点

地域養護活動が、いかなる点において、児童養護施設退所後の子どもの自立困難軽減に向けた可能性を有しているのかということ、次の2つの視点から明らかにする。1点は、旧・沢内村(現・西和賀町)でおこなわれている地域養護活動では、それに参加した児童養護施設の子どものとその子どもをめぐる「ひと・もの・こと」との間にはいかなる経験が生じているのかということである。2点は、地域養護活動において生じた子どもの経験は、施設退所者にとって、いかなる意味を有しているのかということである。

(2) 研究の方法

1) 調査の方法

①調査対象地と調査対象事業

調査対象地は、旧・沢内村、現在の岩手県和賀郡西和賀町である。旧・沢内村を調査対象地に選んだのは、同村では、1980年代中頃から児童養護施設の子どもの地域住民がホームステイ等で受け入れる地域養護活動がおこなわれており(内閣府2009)、地域養護活動の関係者によれば、旧・沢内村における地域養護活動を経験すると、児童養護施設で生活している「子どもが落ち着く」(NPO法人輝け「いのち」ネットワーク2010:2)と言われてきたからである。調査対象事業は、旧・沢内村で実施されている地域養護活動⁽⁴⁾の取りくみである、「児童養護施設の児童を年間を通してホームステイさせる事業」と「全国・西和賀まるごと児童養護施設事業」である。調査対象地と調査対象事業の概要は次のとおりである。

【旧・沢内村(現・西和賀町)】

西和賀町は、旧・沢内村と旧・湯田町の合併により2003年に誕生した。同町は、南北約50km、東西約20km、総面積590.78km²、人口6,023人、世帯数2,356世帯(2016年9月30日現在)の岩手県西部に位置する中山間地域である。「児童養護施設の児童を年間を通してホームステイさせる事業」(以下、「ホームステイ事業」とする)や「全国・西和賀まるごと児童養護施設事業」(以下、「まるごと事業」とする)等の地域養護活動の拠点となる旧・沢内村は、

1950年代半ばでも豪雪・貧困・多病多死の三重苦に悩まされていた。しかし深澤晟雄（1905-1965）が村長に就任して以来、村民の生命を尊重する行政施策が強力に推し進められた。その際、住民自らの要求を住民自らが知恵を出し合って解決するという手法が重視された結果、「自分たちで生命を守った村」として有名になったところである。たとえばそのことは、1960年に65歳以上の高齢者に国民健康保険の10割給付を実施したことや、1962年に乳児死亡率ゼロを達成したこと等からもうかがい知ることができる。

【児童養護施設の児童を年間を通してホームステイさせる事業】

西和賀町の地域住民が、児童養護施設で生活している子ども2人を、週末、自宅に1泊2日の日程で受け入れ、子どもに家庭の生活を体験する機会を提供する事業であり、週末里親等とは異なる。西和賀町内にあるNPO法人⁽⁵⁾が中心となり、2008年5月から本格的に実施されている⁽⁶⁾。被虐待児の「人間復興には地域の生活体験が必要」であるため、『『人・自然・文化』に恵まれている西和賀で（略）、子どもたちの優しさを育てていく』（NPO法人輝け「いのち」ネットワーク2010:2）ことを目的としている。

【全国・西和賀まるごと児童養護施設事業】

2003年から「全国・さわうちまるごと児童養護施設事業」として始まり2013年に終了した「村自体の子育て支援のフィールドをまるごと提供する事業」（藤澤2004:59）である。西和賀町内にあるNPO法人が主催し、地域住民ボランティアや東北地方の児童養護施設、情緒障害児短期治療施設で実行委員会を組織して実施された。東北地方だけでなく、関東地方の異なる児童養護施設の子どもが、西和賀町の保存家屋「清吉稲荷」を拠点として4泊5日、共同で生活し、地域住民の協力の下、保育所ボランティア、川下り等の自然体験等をおこなうものである。

②聞き取り調査と参与観察

聞き取り調査は、2011年8月、2012年2月に実施し、調査終了後に逐語録を作成した。調査協力者は、「ホームステイ事業」や「まるごと事業」において、児童養護施設の子どもを受け入れる側の旧・沢内村地域住民である。2011年8月の調査は、3名の地域住民（ホストファミリー経験者）に対する非構造化されたグループインタビュー（約60分）である。2012年2月の調査は、5名の地域住民（ホストファミリー経験者）に対する非構造化されたグループインタビュー（約60分）である。

また、まるごと事業の参与観察を2012年8月22日～26日、ホームステイ事業の参与観察を

表1 調査日・調査対象事業・調査方法・調査場所（作成：筆者）

調査日	調査対象事業	調査方法	調査場所
2011/8/25	ホームステイ事業	聞き取り調査	公民館
2012/2/19	ホームステイ事業	聞き取り調査	公民館
2012/8/22～8/26	まるごと事業	参与観察	旧・沢内村界限
2013/8/24～8/25	ホームステイ事業	参与観察	ホストファミリー宅
2014/9/6～9/7	ホームステイ事業	参与観察	ホストファミリー宅

2013年8月24日～25日、2014年9月6日～7日に実施し、調査終了後、フィールドノーツを作成した。具体的な調査日、調査場所は表1のとおりである。

2) 分析の方法

①主観的事実重視

地域養護活動に参加した児童養護施設の子どもと、その子どもをめぐる「ひと・もの・こと」との間にいかなる経験が生じているのかを明らかにする際、主観的事実重視の視点を採用する。

人は、自らの身体を中心として伸び広がり、絶えず生成と消滅を繰り返している、「ひと・もの・こと」との多様な関係の網の目に生きている。人の生をこのように理解するならば、子どもの育ちとは、その子どもが、「自らと異なったひと、こと、ものとの接触の中で、異物を受け入れたり、反対に拒否したり、記憶のなかに蓄えたりすること」(大田 2013: 309-310)をとおして、新たな自分が創造されることであるととらえることができる。

このようにして子どもが育つ場面、言い換えれば、子どもにとって新たな自分が創造される場面では、独特の雰囲気をもった空間や時の流れが生じており、立ち会った者はそれを感じることがある。鯨岡(2015)は、このような時空間を「接面」と呼んでいる。子どもの育ちに立ち会った者が感受できた接面では、喜怒哀楽に関わる情動が行き交い浸透しあっている。しかしそれは、目に見えるような明確な形を伴っているわけではないため、客観的にそこにあるものではなく、感受されて初めて存在することになる。しかも接面は、そこに立ち会った者がその必須の構成要素となる。したがって、接面で行き交い浸透しあっている情動を感受するには、自らの身体に耳を澄ませ、そこに関与する者の「生かれた経験⁽⁷⁾」としてとらえる姿勢が求められる。

接面で生じている意味世界を他者に開かれたものとして伝えるには、エピソードが必要となる。その理由として、エピソードをめぐる次のような性格を挙げることができるであろう。エピソードは、その場に生きる人を生き生きと蘇らせるために、経験したことの全体から印象深かったことを切り取って提示するものである。その際、関わり手である自分とメタ観察主体である自分とが若干の距離をとりながら、関わり手が経験した事象をあくまでも忠実に記述することが求められる(鯨岡 2005)。加えてエピソードは、「読み手の了解可能性という意味での一般性、公共性を目指すもの」(鯨岡 2005: 44)であるため、個別具体的な事柄として閉じられたものではなく、「他者の経験世界に可能的に開かれ」(鯨岡 2005: 45)たものである。

エピソードの記述では、上記のように関わり手と記述者が同一である場合と、関わり手と記述者が異なる場合とに分かれる。前者の場合であれば、関わり手である自分とメタ観察主体(=記述者)である自分、さらに、子どもを加えた3者の情動の行き交う接面が描き出されることになる。後者の場合であれば、関わり手と子ども、さらに、記述者を加えた3者の情動の行き交う接面が描き出されることになる。いずれの場合であっても、エピソードにおいては、記述者の身体をとおして感じ取ることに重きが置かれているため、記述者の主体性の発揮が不可欠となる。

以上からエピソードの分析では、客観的な複数の指標によって整理するという方法はふさわしくないことが理解されるであろう。エピソードが生じた文脈に依拠しながら、生かれた経験と

してすくいあげるため、関与する複数の人たちそれぞれの主観的事実を重視した分析をおこなう。

②社会心理学における集団に関する知見の援用

地域養護活動において生じた子どもの経験が、施設退所後の子どもにとって、いかなる意味を有しているのかを明らかにする際、社会心理学における集団に関する知見を援用する。

(3) 倫理的配慮

関西福祉大学社会福祉学部研究倫理審査委員会で承認されており、「日本社会福祉学会研究倫理指針」を遵守した。

聞き取り調査にあたっては、調査協力者に a. 調査目的、b. 調査方法、c. 調査不同意のさいに不利益を受けない権利、d. データの管理法、e. 協力が中止・保留を申し出る権利、f. 入手したデータの公表について文書を示して説明し、「研究協力同意文書」2通に署名を得、そのうちの1通を研究協力者に手渡し、他の1通は調査者が受け取り保管することとした。参与観察にあたっては、事業主催者、子どもが所属する施設の施設長等に上記と同様にして同意を得、子どもについては、口頭で説明し、了解を得た。調査結果の公表にあたり、エピソードの登場人物はすべてランダムにアルファベットで表記し、エピソードの内容については、子どもの認識に影響を与えない範囲で手を加え、個人が特定されないように配慮している。地名・事業名を固有名詞のまま表記することに関しては、関係者から了解済である。

3. 研究結果

(1) 地域養護活動に参加した子どもの経験

1) 認識が広がる

地域養護活動に参加した児童養護施設の子どものと、その子どもをめぐる「ひと・もの・こと」との間でいかなる経験が生じているのかについて見ていく。紙幅の関係で、本稿ではエピソードを掲載することが難しいため、表2にエピソードの概略を示した。なお、記述された個々のエピソードについては、笹倉・井上(2016)を参照されたい。

Aが登場する「洗濯物」のエピソードでは、Aにとって、「Iのおじさん」という「ひと」に関する認識は、「かき水を作ってくれる人」という理解が残されたまま、そこに「手助けをする相手」という理解が加わるというように、「洗濯物」という「もの」に関する認識は、「特定の他者が取り込むもの」という理解が残されたまま、そこに「特定の他者から受け取るもの」という理解が加わるというように、「洗濯物を受け取ること」という「こと」に関する認識は、「思いもよらないこと」という理解が残されたまま、そこに「自分が役に立てること」という理解が加わるというようにして形成されている。

Bが登場する「自転車」のエピソードでは、Bにとって、「Jさん」という「ひと」に関する

認識は、「見守ってくれる人」という理解が残されたまま、そこに「要求を受けとめてくれる人」という理解が加わるというように、あるいはまた、「K」という「ひと」に関する認識は、「一緒に遊ぶ人」という理解が残されたまま、そこに「力を貸してくれる人」という理解が加わるというようにして形成されている。「自転車」という「もの」に関する認識は、「力が試されるもの」という理解が残されたまま、そこに「乗ってみたいもの」という理解が加わるというように、「自転車に乗ること」という「こと」に関する認識は、「仕方なくおこなうこと」という理解が残されたまま、そこに「特定の他者と一緒に成し遂げたいこと」という理解が加わるというようにして形成されている。

Cが登場する「雪あかり」のエピソードでは、Cにとって、「Lさん」という「ひと」に関する認識は、「こたつでまあるくなって過ごす人」という理解が残されたまま、そこに「自分を心待ちにしてくれる人」という理解が加わるというように、「雪あかり」という「もの」に関する認識は、「修復すべきもの」という理解が残されたまま、そこに「美しいと感じるもの」という

表2 エピソード記述の概略

(作成：筆者)

児童養護施設の子ども	登場人物	エピソード名	概略	調査日
A (小1)	〈A〉 児童養護施設で生活する被虐待経験を有する女児/小1/ホームステイ事業参加(Iのおじさん) ホストファミリー/男性	洗濯物	Iのおじさんは、あらかじめ業務用のかき氷カップを用意してAらがホームステイにやって来るのを心待ちにしていた。しかし、おじさんは、かき氷を作ること以外の場面では、特にAらと一緒に遊んだりするわけではなかった。夕刻、Aらがゲームで遊んでいると、窓の外で、おじさんが庭に干してあった洗濯物を取り込む姿があった。すると、突然、ガラリと窓が開き、おじさんがAに洗濯物を受け取るように声をかけた。おじさんから窓越しに両腕いっぱい洗濯物を受け取り、少しおどけながら洗濯物を運ぶAの姿が記述されている。	2014/9/6
B (小3)	〈B〉 児童養護施設で生活する被虐待経験を有する男児/小3/ホームステイ事業参加(Jさん) ホストファミリー/女性 〈K〉 祖母(=Jさんの友人)宅へ遊びに来ていた子ども/小2	自転車	Jさん宅には、Bが興味を抱けるような遊具がなかった。そのため、Jさん宅に到着した当初、Bは、Kらと一緒に猫車を押して遊んでいた。やがて、それにも飽きたBは、仕方なく、Jさん宅の納屋にあった古い自転車を借りて遊ぶことになる。自転車に乗れなかったBは、おとなたちに見守られながら、庭先でKと一緒に自転車に乗る練習を始めた。しかしBは、その日のうちに自転車に乗れるようにはならなかった。帰りの朝、Bは、再びKと一緒に自転車に乗る練習をしたいとJさんに申し出る。早朝であったため、Kの祖母への気遣いからためらいもあったが、JさんはBの願いを叶え、BがKの祖母宅へ行くことを認める。このような出来事を経て、翌朝、自転車に乗れるようになったというBの姿が記述されている。	2013/8/24
C (小4)	〈C〉 児童養護施設で生活する被虐待経験を有する女児/小4/ホームステイ事業参加(Lさん) ホストファミリー/女性	雪あかり	Lさんの家の外は、一面真っ白な雪景色であった。Cと一緒にホームステイにやって来たもう1人の女の子は、雪遊びができる戸外に行きたそうな様子であるが、Cは寒い戸外に出て遊ぶよりも、こたつの中で本を読んでいたと言う。そのため、日中の大半は、LさんとCらが3人でこたつに入ってまあるくなって過ごすことになった。しかし、あたりが暗くなってきた頃、Lさんは「雪あかり」をCらに見せてあげたいという思いから、2人を戸外に誘った。1週間前に作られた「雪あかり」のミニかまくらを3人で修復し、その中にろうそくの灯をともした時、Cは思わず「ああ、きれいだわあ」とつぶやく。そのような場面で、Lさんから「だから、一緒につくりたかったんだよ」と伝えられたCの姿が記述されている。	2012/2/19

D (小5)	<p>〈D〉 児童養護施設で生活する被虐待経験を有する男児／小5／まるごと事業参加 〈Mさん〉 西和賀町の川下りボランティア／男性</p>	ひじつき椅子	<p>日中は、Mさんら町の川下りボランティアの協力の下、ゴムボートによる川下りを楽しんだ。夕方からは、宿泊先の古民家の庭先でバーベキューを堪能していたが、終盤になって突然の夕立に見舞われた。その後、とつぷりと日が暮れた雨上がりの漆黒の闇の中、かすかに炭火が残っているバーベキューコンロを挟んで、2脚のひじつき椅子がおよそ90度の角度で並んでいた。最初は、おとなたちがその椅子に腰かけ煙草をくゆらせていたが、そのうちの1人が席を立ち、Mさんだけが椅子に座っている状態になった。やがて、Dが空いている方の椅子に小さな体をすっぽりすべりこませていた。椅子に腰かけ、Mさんと同じ方向に目をやりゆったりとした雰囲気で暗闇の遠くを見ているDの姿が記述されている。</p>	2012/8/25
E (小6)	<p>〈E〉 児童養護施設で生活する被虐待経験を有する女児／小6／ホームスティ事業参加 〈Nさん〉 ホストファミリー／女性</p>	自然発見	<p>Eはホームスティに行くことを積極的に希望していたわけではなかった。しかもホームスティに来てみると、そこには、カラオケやゲームセンターなどEが行ってみたいと思うような施設はまったくなく、ただ自然だけがあった。自分を迎えに来てくれたホストファミリーである、Nさんが運転する車の中で、独り言のように不満を口にするEに、Nさんは、「だから、あなたたちに来てもらったの」と伝える。翌朝、Eの方からNさんに、花やチョウチョの存在を伝えるEの姿が記述されている。</p>	2011/8/25
F (小6)	<p>〈F〉 児童養護施設で生活する被虐待経験を有する男児／小6／まるごと事業参加 〈調査者〉 女性</p>	ホタル	<p>就寝時刻が迫る頃、Fはホタル(クロマドホタルの幼虫)を探しに出かけた。Fは、ホタルを持ったままでは、別のホタルを捕まえることができないので、ただホタルを見たいという思いだけでFの後を追った調査者に、捕まえたホタルを手渡し、手をかごのようにして持つように促す。そして、ホタル探しに熱中したFは、漆黒の闇の中をどんどん宿舎から離れて歩いていく。そのようなFに対し、とうとう過ぎていくに違いない就寝時刻が気になり、なんとかホタル探しを終わらせたい調査者が、Fに帰ろうと促すが彼の了解が得られない。とうとう、Fのことを気にしながらも、宿舎に向かって歩き始めた調査者の後方から手をつなぎにきたFの姿が記述されている。</p>	2012/8/25
G (中1)	<p>〈G〉 被虐待経験を有する男児／中1／まるごと事業参加 〈調査者〉 女性</p>	バーベキュー	<p>緊張感と達成感のある川下りを終えた日の夕刻、町の川下りボランティアも招いて、宿舎となっている古民家の庭先でバーベキューがおこなわれた。Gも調査者も、スタッフに焼けた肉や野菜を給仕してもらいバーベキューに舌鼓をうっていた。ところが途中で雷が鳴り始め、空が真っ暗になってきた。スタッフは片づけに忙しくなり、誰も給仕してくれる人がいなくなった。そのような状況下で、これまでの数日間、ほとんど自分から話をするのなかったGが、紙皿と箸をもったまま庭先をゆっくりとさまよいはじめた。そして、あわただしく片づけをしている人たちの中で、まだのんびりとバーベキューを食べていた調査者に向かって、焼けた肉のありかを尋ねるGの姿が記述されている。</p>	2012/8/25
H (中1)	<p>〈H〉 被虐待経験を有する男児／中1／まるごと事業参加 〈調査者〉 男性</p>	長財布	<p>山あいの溪流で川遊びが始まった頃、Hは肌身離さず大事にしていた長財布をズボンの後ろポケットに入れたまま川に入っていた。しかし、川遊びに熱中して長財布を川の中に落とすことが心配になったのであろう。スタッフではないが、Hの目につくところで暇そうにしているおとなである調査者にHは財布を預けることにした。しかし、財布を受け取った調査者の態度に、財布の大切さが伝わっていないのではないかとHは不安を覚える。そのような中、調査者に長財布の大切さを分かってもらえるように、繰り返し調査者とやりとりをするHの姿が記述されている。</p>	2012/8/23
	集合写真	<p>お別れの会の終了後、宿舎になっていた古民家をバックに記念の集合写真を撮ることになった。写真を撮る係のおとなが子どもは前列に並ぶように促しているにもかかわらず、Hは調査者に前に行くようにという仕草をした。長財布を預かったことをきっかけとしてHの「荷物預かり人」になっていた調査者は、Hこそ前に行くようにと促すつもりで彼の肩に右手を軽く置いた。調査者に触れられた瞬間、被虐待経験が蘇ったのであろう、恐怖や驚きや悲しみが混じった表情で、感電したかのように調査者から飛び離れたHの姿が記述されている。</p>	2012/8/26	

理解が加わるというように、「雪あかりを修復すること」という「こと」に関する認識は、「寒くて嫌なこと」という理解が残されたまま、そこに「特定の他者と一緒に楽しめること」という理解が加わるというようにして形成されている。

Dが登場する「ひじつき椅子」のエピソードでは、**D**にとって、「**M**さん」という「ひと」に関する認識は、「川下りをサポートしてくれる人」という理解が残されたまま、そこに「傍にいて安心を与えてくれる人」という理解が加わるというように、「ひじつき椅子」という「もの」に関する認識は、「おとなが使うもの」という理解が残されたまま、そこに「子どもも使うことができるもの」という理解が加わるというように、「ひじつき椅子に座ること」という「こと」に関する認識は、「子どもの自分にはためらわれること」という理解が残されたまま、そこに「特定の他者と何気ない時間を一緒に過ごすこと」という理解が加わるというようにして形成されている。

Eが登場する「自然発見」のエピソードでは、**E**にとって、「**N**さん」という「ひと」に関する認識は、「迎えにきてくれる人」という理解が残されたまま、そこに「自分たちを必要としてくれる人」という理解が加わるというように、「花や蝶」という「もの」に関する認識は、「目に映るもの」という理解が残されたまま、そこに「魅力のあるもの」という理解が加わるというように、「自然の魅力を発見すること」という「こと」に関する認識は、「期待していないこと」という理解が残されたまま、そこに「特定の他者に伝えたいこと」という理解が加わるというようにして形成されている。

Fが登場する「ホタル」のエピソードでは、**F**にとって、「調査者」という「ひと」に関する認識は、「ホタルを見にきた人」という理解が残されたまま、そこに「手をつなぎに行く相手」という理解が加わるというように、「ホタル」という「もの」に関する認識は、「自分が見つかるもの」という理解が残されたまま、そこに「特定の他者に委ねるもの」という理解が加わるというように、「手に触れること」という「こと」に関する認識は、「楽しみを持続するために必要なこと」という理解が残されたまま、そこに「満足感の共有を促すこと」という理解が加わるというようにして形成されている。

Gが登場する「バーベキュー」のエピソードでは、**G**にとって、「調査者」という「ひと」に関する認識は、「バーベキューを食べる人」という理解が残されたまま、そこに「焼けた肉のありかを尋ねる相手」という理解が加わるというように、「焼けた肉」という「もの」に関する認識は、「給仕されるもの」という理解が残されたまま、そこに「ありかを尋ねて探すもの」という理解が加わるというように、「焼けた肉を食べること」という「こと」に関する認識は、「座っているだけで可能になること」という理解が残されたまま、そこに「自ら動けば可能になること」という理解が加わるというようにして形成されている。

Hが登場する「長財布」のエピソードでは、**H**にとって、「調査者」という「ひと」に関する認識は、「スタッフではないおとなの人」という理解が残されたまま、そこに「長財布を預ける相手」という理解が加わるというように、「長財布」という「もの」に関する認識は、「肌身離さ

ず持つもの」という理解が残されたまま、そこに「特定の他者なら預けてよいもの」という理解が加わるというように、「長財布を預けること」という「こと」に関する認識は、「考えも及ばないこと」という理解が残されたまま、そこに「試みてもよいこと」という理解が加わるというようにして形成されている。

また、同じく H が登場する「集合写真」のエピソードでは、H にとって、「調査者」という「ひと」に関する認識は、「持ち物を預ける人」という理解が残されたまま、そこに「自分に危害を及ぼす可能性のある人」という理解が加わるというように、「調査者の手」という「もの」に関する認識は、物を預ける際の「都合のよいもの」という理解が残されたまま、そこに「恐怖や驚きや悲しみを引き起こすもの」という理解が加わるというように、「前の方に行くこと」という「こと」に関する認識は、「スタッフから促されても気乗りがしないこと」という理解が残されたまま、そこに「調査者から促されても気乗りがしないこと」という理解が加わるというようにして形成されている。

表3 子どもの認識の拡がり (作成：筆者)

児童養護施設の子ども	エピソード名	ひと		もの		こと	
		前	後	前	後	前	後
A	洗濯物	【Iのおじさん】 かき氷を作ってく れる人	【Iのおじさん】 手助けをする相手	【洗濯物】 特定の他者が取り込 むもの	【洗濯物】 特定の他者から受け 取るもの	【洗濯物を受け取る こと】 思いもよらないこと	【洗濯物を受け取る こと】 自分が役に立てること
B	自転車	【Jさん】 見守ってくれる人	【Jさん】 要求を受けとめてく れる人	【自転車】 力が試されるもの	【自転車】 乗ってみたいもの	【自転車に乗ること】 仕方なくおこなうこ と	【自転車に乗ること】 特定の他者と一緒に 成し遂げたいこと
		【K】 一緒に遊ぶ人	【K】 力を貸してくれる人				
C	雪あかり	【Lさん】 こたつでまあるくな って過ごす人	【Lさん】 自分を心待ちにして くれる人	【雪あかり】 修復すべきもの	【雪あかり】 美しいと感じるもの	【雪あかりを修復す ること】 寒くて嫌なこと	【雪あかりを修復す ること】 特定の他者と一緒に 楽しめること
D	ひじつき椅子	【Mさん】 川下りをサポートし てくれる人	【Mさん】 傍にいて安心を与え てくれる人	【ひじつき椅子】 おとなが使うもの	【ひじつき椅子】 子どもも使うことが できるもの	【ひじつき椅子に座 ること】 子どもの自分にはた められること	【ひじつき椅子に座 ること】 特定の他者と何気な い時間を一緒に過ご すこと
E	自然発見	【Nさん】 迎えにきてくれる人	【Nさん】 自分たちを必要とし てくれる人	【花や蝶】 目に映るもの	【花や蝶】 魅力のあるもの	【自然の魅力を発見 すること】 期待していないこと	【自然の魅力を発見 すること】 特定の他者に伝えたい こと
F	ホテル	【調査者】 ホテルを見にきた人	【調査者】 手をつなぎにいく相 手	【ホテル】 自分が見つめるもの	【ホテル】 特定の他者に委ねる もの	【手に触れること】 楽しみを持続するた めに必要なこと	【手に触れること】 満足感の共有を促す こと
G	バーベキュー	【調査者】 バーベキューを食べ る人	【調査者】 焼けた肉のありかを 尋ねる相手	【焼けた肉】 給仕されるもの	【焼けた肉】 ありかを尋ねて探す もの	【焼けた肉を食べる こと】 座っているだけで可 能になること	【焼けた肉を食べる こと】 自ら動けば可能にな ること
H	長財布	【調査者】 スタッフではないお となの人	【調査者】 長財布を預ける相手	【長財布】 肌身離さず持つもの	【長財布】 特定の他者なら預け てよいもの	【長財布を預けるこ と】 考えも及ばないこと	【長財布を預けるこ と】 試みてもよいこと
	集合写真	【調査者】 持ち物を預ける人	【調査者】 自分に危害を及ぼす 可能性のある人	【調査者の手】 都合のよいもの	【調査者の手】 恐怖や驚きや悲し みを引き起こすもの	【前の方に行くこと】 スタッフから促され ても気乗りがしないこ と	【前の方に行くこと】 調査者から促されて も気乗りがしないこ と

以上、8人の子どもに関する9編のエピソードを分析することにより、地域養護活動をとおして、「ひと・もの・こと」に関する子どもの認識は、以前の理解が残されたまま、そこに新たな理解が加わるというようにして形成されている。つまり、地域養護活動をとおして子どもの認識が広がることがわかった(表3参照)。

2) 多面性を帯びたものであると認識する

「3.(1)1)」では、以前の理解が残されたまま、そこに新たな理解が加わるという認識の形成過程を、「広がる」というようにとらえ、「変化する」とは区別している。なぜなら、対象となる「ひと・もの・こと」に関して、別の認識が生じたからといって、以前の認識が消えるわけではないからである。認識が広がるというイメージについては、図1を参照されたい。

このことは、たとえば、Aが登場する「洗濯物」のエピソードで言えば、次のようなことを意味している。ホストファミリーである「Iのおじさん」から洗濯物を受け取り、おじさんが、「手助けをする相手」になったからといって、「かき氷を作ってくれる人」であったという認識が打ち消されるわけではない。Aに渡された「洗濯物」が、「他者から受け取るもの」になったからといって、おじさんの「取り込むもの」であったという認識が打ち消されるわけでもない。「洗濯物を受け取ること」は、おじさんの「役に立てること」であるが、ゲームに興じていて「思いもよらぬこと」であったという認識が打ち消されるわけでもないということである。

仮に、子どもの認識が「変化する」のであれば、Aにとって、「Iのおじさん」に関する認識は、「かき氷を作ってくれる人」であるか「手助けをする相手」、「洗濯物」に関する認識は、おじさんが「取り込むもの」であるかおじさんから「受け取るもの」、「洗濯物を受け取ること」に関する認識は、「思いもよらぬこと」であるか「役に立てること」の、いずれかでしかないということになる。しかし、Aにとって、「Iのおじさん」に関する認識は、「かき氷を作ってくれる人」であるという理解が残されたまま、そこに「手助けをする相手」であるという理解が加わる過程で生じた、「洗濯物を取り込む人」や「自分に声をかける人」等、複数の理解が多様に重なり合ったり反発しあったりしながら形成されている。「洗濯物」に関する認識においても、おじさんが「取り込むもの」であるという理解が残されたまま、そこにおじさんから「受け取るもの」であるという理解が加わる過程で生じた、「窓越しに渡されるもの」等の理解、「洗濯物を受け取ること」に関する認識においても、「思いもよらぬこと」であるという理解が残されたまま、そこに「役に立てること」であるという理解が加わる過程で生じた、「頼まれること」等の理解が多様に重なり合ったり反発しあったりしながら形成されている。

このように見てくると、認識が広がる経験をした子どもは、自分をめぐる「ひと・もの・こと」が多面性を帯びたものであると認識するようになるということである。

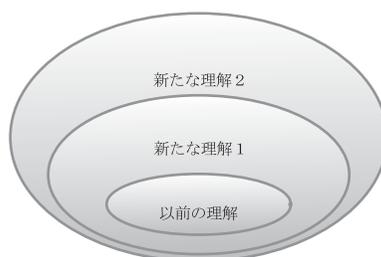


図1 認識が広がる (イメージ)

3) 多面性を帯びた認識には負の側面も含まれる

ここでは、「3. (1) 1)」でとりあげた、H と彼をめぐる「ひと」に注目する。調査者と H が最初に出会った日の「長財布」のエピソードでは、H にとって、調査者に関する認識は、「スタッフではないおとなの人」という理解が残されたまま、そこに「長財布を預ける相手」という理解が加わるというようにして形成されている。両者の信頼関係という点からすれば、認識が広がることをとおして、正の側面が立ち現れたことになる。

しかし、調査者と H が別れる日の「集合写真」のエピソードでは、H にとって、調査者に関する認識は、「持ち物を預ける人」という理解が残されたまま、そこに「自分に危害を及ぼす可能性のある人」という理解が加わるというようにして形成されている。両者の信頼関係という点からすれば、認識が広がることをとおして、負の側面が立ち現れたことになる。

以上から、子どもと子どもをめぐる「ひと・もの・こと」に関する認識の広がりについて、次のようなことがわかった。認識が広がるということは、子どもをめぐる「ひと・もの・こと」に関して、常に、好意的理解が加わっていくというわけではなく、場合によっては、好意的でない理解も加わりながら広がっていくということである。つまり、「ひと・もの・こと」が多面性を帯びているという認識には、負の側面も含まれているのである。

同時に、ここで述べている負の側面は、子どものその後的人生にとって、決定的なダメージを与える可能性がゼロではないにしても低いということも確認しておきたい。その理由は次のとおりである。

既述のように地域養護活動は、「児童養護施設の職員や地域住民等が、子どもと地域の暮らしを共に経験しながら、協働して子どもを養護する諸活動」であり、調査者も含めた「地域住民等」は、この活動に賛同しボランティアに参加している。したがって、「児童養護施設の職員や地域住民等」の子どもを養護する側が、子どもに対して、悪意に満ちたダメージを意図的に与えることはない。負の側面は、あくまでも、意図せざる結果として生じているからである。

繰り返しになるが、子どもの認識が広がるということは、正の側面や負の側面といった価値的な判断から距離を置いたところで、子どもが、自分をめぐる「ひと・もの・こと」が多面性を帯びたものであると認識するようになるということなのである。

(2) 地域養護活動における子どもの経験の意味

「3. (1)」では、地域養護活動をとおして子どもの認識が広がること、すなわち、自分をめぐる「ひと・もの・こと」が、負の側面も含めて多面性を帯びたものであると認識するようになることが明らかになった。ここでは、そのような子どもの経験の意味について述べる。

1) 外集団の関与により子どもの認識が広がる

「ひと・もの・こと」に関する子どもの認識が多面性を帯びたものとして広がる際に関与している「ひと」は、ホストファミリー、町の川下りボランティア、調査者⁽⁸⁾である。言い換えれば、旧・沢内村でおこなわれている地域養護活動に関わりのあるこのような「ひと」はすべて、

子どもから見れば、自分が属しているとみなし、「われわれ」という共属感をもつ内集団の人(たとえば所属している児童養護施設の職員)ではなく、自分が属していないとみなし、「かれら」としか意識されない外集団に属する「ひと」である。

子どもの認識が多面性を帯びたものとして広がる際に関与している「もの」は、子どもから見れば、外集団から託されるもの、外集団から貸してもらったもの、外集団にあるもの、外集団から供されるもの、外集団に託すものである。言い換えれば、旧・沢内村でおこなわれている地域養護活動に関わりのあるこのような「もの」はすべて、子どもから見れば、外集団につながる「もの」である。

子どもの認識が多面性を帯びたものとして広がる際に関与している「こと」はすべて、子どもから見れば、外集団につながる「こと」である。なぜなら「こと」という現象は、「ひと」と「もの」とで織りなされており、エピソードに登場する「ひと」はすべて外集団に属しており、エピソードに登場する「もの」はすべて外集団につながっているからである。

以上から、地域養護活動をとおして子どもが、自分をめぐる「ひと・もの・こと」に関して多面性を帯びたものとして認識する際、すべてにわたって外集団が関与していることがわかった。

なお外集団という概念には、内集団から見たとときに競争心・対立感・敵意等が差し向けられる対象であるという含意がある。地域養護活動参加当初の子どもにとって、「地域住民等」の子どもを養護する側は、競争心・対立感・敵意等が差し向けられる対象であった可能性も低くはない。しかし、だからこそ地域養護活動をとおして、子どもが自分をめぐる「ひと・もの・こと」に関して多面性を帯びたものとして認識を上げた意味は大きいと言えるであろう。

2) 外集団関与により認識が一般化される

子どもは、旧・沢内村でおこなわれている地域養護活動に関わりのある特定の「ひと・もの・こと」に関して、多面性を帯びたものであると認識することがわかった。このような認識は、外集団均質性効果によって、旧・沢内村でおこなわれている地域養護活動に関わりのあるすべての「ひと・もの・こと」、地域養護活動への関わりのある有無を問わず、旧・沢内村に関わるすべての「ひと・もの・こと」、さらには、旧・沢内村に関わる人であるかどうかを問わず、すべての「ひと・もの・こと」も多面性を帯びたものであるという認識に広がる可能性がある。その理由は次のとおりである。

外集団均質性効果とは、内集団の成員に対しては多様性や複雑性を認知するが、外集団の成員に対してはお互いが類似しているように知覚する傾向のことである。この働きによると、対象となる「ひと・もの・こと」が内集団に属していれば、それを個別具体的に把握することができる。そのため私たちは、対象となる「ひと・もの・こと」が多面性を帯

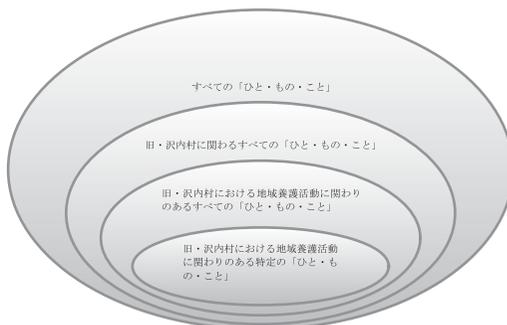


図2 外集団均質性効果によって認識が広がる

びていると認識が広がった場合、他にもないその「ひと・もの・こと」が、多面性を帯びたものであると認識する。

一方、対象となる「ひと・もの・こと」が外集団に属していれば、それを個別具体的に把握することができない。そのため私たちは、対象となる「ひと・もの・こと」が多面性を帯びていると認識が広がった場合、外集団に属する他の「ひと・もの・こと」も似通っているに違いないと知覚してしまい、その結果、外集団に属するその他の「ひと・もの・こと」も、同様に、多面性を帯びていると認識することになるのである。外集団均質性効果によって認識が一般化されるイメージについては、図2を参照されたい。

3) 自立困難軽減の可能性がある

旧・沢内村で地域養護活動を経験した子どもが、外集団均質性効果の働きにより、旧・沢内村以外のすべての「ひと・もの・こと」が多面性を帯びていると認識できるようになることは、子どもの自立にどのような影響を与えることになるのであろうか。

地域養護活動を体験した児童養護施設退所者は、児童養護施設におけるかつての日常生活を次のように語っている⁽⁹⁾。

「中学生の時も外出許可とれるけど、親と会う時とか以外は結構なんか団体行動が多くて、だから例えば生協行くんだって、生協行きたい人、手、挙げて、って。行きたい、行きたいって。ぞろぞろぞろぞろ。こっばずかしいくらい。なんか何人家族ですかっていうくらい行くんですよ」。

上記の語りは、児童養護施設の子どもが在所中に外集団に出会う際には、施設職員や同じ施設の子どもが複数、同行しており、個人として外集団と出会う機会が少ないことを示唆している。施設退所後の自立を阻む孤立感は、多くの場合、個人として外集団と出会った際に生じているにもかかわらず、施設在所中に子どもが個人として外集団と出会う経験が少ないわけである。

個人として外集団に属する人と接する機会が少ないまま退所した場合、退所後に出会う外集団の「ひと・もの・こと」が、自分にとって快と感じる「ひと・もの・こと」とであると認識すると、外集団均質性効果により、退所者は、たいていの「ひと・もの・こと」が、自分にとって快と感じる「ひと・もの・こと」とであると認識する可能性がある。このようにして外集団の「ひと・もの・こと」に対して信頼感を抱くようになった場合、実際のところは、外集団の「ひと・もの・こと」が、すべて快と感じられるようなものではないため、場合によっては、外集団の「ひと・もの・こと」を安易に信じてしまい、騙されるというような事態に陥るかもしれない。

また同様に、個人として外集団に属する人と接する機会が少ないまま退所した場合、退所後に出会う外集団の「ひと・もの・こと」が、自分にとって不快と感じる「ひと・もの・こと」とであると認識すると、外集団均質性効果により、退所者は、たいていの「ひと・もの・こと」が、自分にとって不快と感じる「ひと・もの・こと」とであると認識する可能性がある。このようにして

外集団の「ひと・もの・こと」に対して用心深くなった場合、実際のところは、外集団の「ひと・もの・こと」が、すべて不快と感じられるようなものではないにもかかわらず、場合によっては、外集団の「ひと・もの・こと」に対して極度に不信感を抱き、孤立感にさいなまれる事態に陥るかもしれない。

ところが、地域養護活動をとおして、在所中に個人として外集団の「ひと・もの・こと」に出会う機会があると、外集団の「ひと・もの・こと」に対して認識が広がる経験、すなわち、地域養護活動に関わる特定の「ひと・もの・こと」だけでなく、外集団に属するたいていの「ひと・もの・こと」が多面性を帯びたものであると認識するようになる可能性がある。そうした場合、退所後に出会う外集団の「ひと・もの・こと」を快と感じるか不快と感じるかにかかわらず、別の側面を視野に入れた、ありのままの「ひと・もの・こと」に出会う可能性が高まると言える。

以上から、児童養護施設在所中に旧・沢内村での地域養護活動に参加し、外集団に対して認識が広がる経験をした子どもは、施設退所後、特定の外集団との関係構築に躓いたとしても、そのことによって、自らが生きる世界に対して、必ずしも、決定的なダメージを被るというわけではないということが言える。この点において地域養護活動は、児童養護施設退所者の自立困難軽減に寄与する可能性を有していることが明らかになった。

4. 考察

旧・沢内村における地域養護活動は、退所後に出会う外集団の「ひと・もの・こと」が多面性を帯びたものであると認識する点において、退所後の自立困難軽減に寄与する可能性が明らかになった。しかし既に見てきたように、この活動に賛同しボランティアに参加している人との間であってさえ、意図せざる結果として、負の側面が子どもの前に現出することもある。そうであるならば、旧・沢内村という「地域をフィールド」とした場合、ホストファミリーと一緒に買い物に行くスーパーマーケット、温泉施設等、子どもが行く先々でボランティアにこの活動に参加していない人とも出会うのであるから、子どもが、悪意に満ちたダメージを被ることも考えられる。たとえば、次に引用する児童養護施設の子どもの言葉からは、この社会には悪意に満ちたダメージを引き起こしかねないメッセージが潜んでいることがわかる。

「一番きつかったのは小学校四、五年生の頃。『汚いから近寄らないで』とか言われて……」
（『子どもが語る施設の暮らし』編集委員会 1999 : 67）

「『施設の子は一週間に一回しかお風呂に入っていない』とか、友だちが遊んでくれないので理由を聞いたたら、『お母さんが「施設の子」とは遊んじゃダメって言うから』と言われたとかありました」（『子どもが語る施設の暮らし』編集委員会 1999 : 132）

「何かあると『施設の子だから』とか言うのはやめてほしいと思います」（『子どもが語る施設の暮らし 2』編集委員会 2003 : 34）

では、なぜ、旧・沢内村で地域養護活動を実施すれば、地域養護活動にボランティアに参加していない人との出会いをとおしても、悪意に満ちたダメージがもたらされる可能性が低いと言えるのであろうか。これについて、旧・沢内村という地域社会における、住民による子どものとらえ方という観点から考察する。

(1) 子どもを1人の人間として尊重する気風

既述のように、旧・湯田町と合併して西和賀町となる前の旧・沢内村は、1950年代半ばでも豪雪・貧困・多病多死の三重苦に悩まされていた地域である。乳児死亡率も高く（出生1000人比70.5）、全国でも乳児死亡率が最悪であった岩手県（66.4）の中で高い数字を示していた。そのような中で1957年、村長に就任した深澤晟雄は、「1. すこやかに生まれ 2. すこやかに育ち 3. すこやかに老いる」ことを目指して地域包括医療を推進した。旧・沢内村では、1958年から妊婦健診が無料で実施され⁽¹⁰⁾、1961年には60歳以上の高齢者と同様に、1歳未満の国民健康保険の10割給付等の施策が展開され、翌1962年には、全国初の乳児死亡率ゼロが達成された。「自分たちで生命を守った村」として有名な旧・沢内村は、自分たちで子どもの生命を守った村であったとも言えるのである。

戦後復興期の経済成長が終わり、これからは近代化によって安定的な経済成長をおこなっていく必要があるということから、日本は「もはや『戦後』ではない⁽¹¹⁾」と言われた頃であっても、旧・沢内村では、生まれた赤ちゃんが満1歳の誕生日を迎えることすら難しかった。それゆえ、村民にとって子どもを「村の宝」として大切に育てるということは、健康で丈夫な子どもを育てるということであった。三重苦に悩まされた村であったからこそ、子どもが「生きている」ということが、それだけで素晴らしいことであるというように、生存の絶対肯定に根差した、子どもをかけがえのない1人の人間として尊重するという気風が育まれた。

上記のような時代から半世紀以上が経った今、西和賀町では過疎と少子高齢化に歯止めがかからず、限界集落・準限界集落と呼ばれる地区が出現するようになってきている⁽¹²⁾。そのため、地域コミュニティを維持していく上においても、今また子どもが「生きている」ということが、それだけで素晴らしいことであるというように、当時とは異なった意味において、子どもを1人の人間として尊重する気風が連綿と受け継がれていると考えられるのである。

(2) 子どもを参加・参画の権利行使の主体とみなす取りくみ

上記のように旧・沢内村で育まれた、子どもを1人の人間として尊重するという気風は、子どもを、護り育てるという保護の対象や、最善のものを与えるという付与の対象とするだけでなく、子どもを権利行使の主体ととらえ、参加・参画の権利を保障するという形でも具現化されていった。たとえば、旧・沢内村の長瀬野地区では、「沢内村長瀬野地区集落再編モデル事業」の実施に際して、「実際に部落の将来を担う子供たちは、はたしてどういう部落の未来像を描いているのかを知る必要」があるということで、「小学校の先生方とも話し合い、図工の時間に子供

たちに部落の将来図を描いてもらうこと」にしたと言う。その目的は、「子供たちはこういうことを考えている。私たちの計画もこれを一つの柱にしなければ、だれのための部落づくりがわからなくなってしまう。(略) そのためにも、子供たちのさまざまな夢をできるだけ吸い上げ、みんなで検討」することにあった(照井 1981: 71-72)。この事業は 1971 年から 1976 年にかけて実施されていることから、旧・沢内村では、子ども参画による「まちづくり」が 1970 年代からおこなわれていたと考えられるのである。

また、旧・沢内村の猿橋地区でおこなわれた「地域を語る会」において、小学生や中学生、高校生が参加し、むらのあり方に関する発表において、おとなと同じ時間が保障されていたことを示す 1980 年代の資料も残されている⁽¹³⁾。この会は、「地域は将来どうあればよいか、そのために今何をなすべきかなどについて展望を明らかにし、住みよい地域社会づくりに地域民の英知を寄せ集めようとする」ことを目的としておこなわれたものである。

日本では、子ども参画のまちづくりへの関心が高まったのは、滋賀県近江八幡市に誕生した「ハートランドはちまん議会ジュニア」(1996 年)や、「杉並区児童青少年センター(ゆう杉並)」(1997 年)の中高生による運営委員会等に代表されるように、1994 年の子どもの権利条約批准以降のことである。旧・沢内村では、それよりも 20 年以上前から、子ども参画によるまちづくりの取りくみがあたり前のように実施されていたという事実は注目に値することであり、この地域に子どもを 1 人の人間として尊重する気風が根づいていることの証左であると考えられる。また、地域養護活動を経験した子どもによる、「(地域養護活動の魅力は)、何をしてもらったかではなく、何をしたかである」という語り⁽¹⁴⁾は、このことを裏付けていると言えるであろう。

以上、旧・沢内村が、子どもを権利享受の主体ととらえて大切にだけでなく、子どもを権利行使の主体ととらえて大切にしている地域であるということが、地域養護活動にボランティアに参加しない人との出会いをとおしても、悪意に満ちたダメージがもたらされる可能性が低い地域であると考えられる理由である。

5. 結論

本研究の目的は、児童養護施設在所中に施設の子どもが参加する地域養護活動が、いかなる点において、施設退所後の自立困難軽減に向けた可能性を有しているのかを、旧・沢内村(現・西和賀町)における取りくみを事例として明らかにすることであった。①旧・沢内村でおこなわれている地域養護活動では、それに参加した児童養護施設の子どもとその子どもをめぐる「ひと・もの・こと」との間にはいかなる経験が生じているのか、②地域養護活動において生じた子どもの経験は、施設退所者にとって、いかなる意味を有しているのかということを研究の視点とした。

①については、参与観察と聞き取り調査をおこない、②については、①で得られた結果をもとにして文献調査をおこなった。その結果、①については、地域養護活動をとおして、子どもは認

識が広がる経験をし、自分をめぐる「ひと・もの・こと」が多面性を帯びたものであると認識するようになることがわかった。②については、次のとおりである。地域養護活動をとおして、外集団関与によって広がった認識は、外集団均質性効果の働きにより一般化される。そのため、施設退所後に特定の外集団との関係構築に躓いたとしても、ありのままの「ひと・もの・こと」に出会う経験を重ねてきた子どもは、自らが生きる世界に対して、必ずしも、決定的なダメージを被るというわけではない。したがって、旧・沢内村における地域養護活動は、児童養護施設退所者の自立困難軽減に寄与する可能性を有していることが明らかになった。そして、旧・沢内村で地域養護活動を実施すれば、地域養護活動にボランティアに参加しない人との出会いをとおしても、子どもに悪意に満ちたダメージがもたらされる可能性が低い理由は、旧・沢内村が、子どもを権利享受の主体ととらえて大切にだけでなく、子どもを権利行使の主体ととらえて大切にすることを重視していることによると考察された。

*本研究は、日本学術振興会平成 22-24 年度科学研究費（研究課題番号：22500707、研究代表者：井上寿美）、日本学術振興会平成 25-27 年度科学研究費（研究課題番号：25380819）、研究代表者：井上寿美）の助成を受けておこなったものの一部である。

*本稿は、日本社会福祉学会第 64 回秋季大会（於：佛教大学紫野キャンパス、2016 年 9 月 11 日・12 日）における発表内容に若干の加筆修正をおこなったものである。

注

- (1) 東京都福祉保健局（2011）は、東京都所管の児童養護施設、自立援助ホーム、児童自立支援施設、養育家庭を退所して 1 年から 10 年経過した人のうち、施設等が連絡先を把握している人を対象におこなわれたものであり、認定 NPO 法人ブリッジフォースマイル調査チーム（2015）は、全国の児童養護施設で中高生、および、退所者の自立支援に関わっている職員を対象におこなわれたものである。そのため、ここでは「児童養護施設退所者等」と記している。
- (2) 習得をめざすソーシャルスキルには、光熱費の支払い方法等の社会生活における諸手続きの仕方や、預金・金融ローン等の金銭コントロールの仕方というようなものがある。
- (3) たとえば、横堀（2012:17）は、「誰かの力を借りる社会性、自分の思いを伝え、誰かとなつなされるコミュニケーション、誰かとなつながついていいのだと思える安心感、自分を大切な存在と思える自尊感情、これらが自立の前提、土台として必要である」と述べている。また浅生・高橋（2013:93）は、「自立とは、個人の中で完結するものではなく、他者を頼りながら、共同で生きる社会の中に自分自身を位置づけること」に他ならないと述べている。
- (4) 本研究で調査をおこなった 2 事業の他に、児童養護施設の子どもと職員が、一定期間、旧・沢内村の公民館等を拠点として生活し、地域ならではの暮らしを経験する「かたくり転住」がおこなわれている。
- (5) 岩手県里親会（2009）よれば、同法人は、2008 年に NPO 法人を取得し、「人命に格差があってはならない」という旧・沢内村の生命尊重の理念を基底にし、すべての人々の「いのち」が輝く活動をおこなっている。子どもの「いのち」が輝く活動として社会的養護が必要な子どもを地域で支える活動、「いのち」の継承活動として生命行政の検証活動をおこなっている。
- (6) 『平成 21 年版 高齢社会白書』によれば、2008 年 5 月から西和賀町でのホームステイを「延べ 100 人の子どもたちが体験している」（内閣府 2009:64）とされている。年間のホームステイ体験者が延べ 100 人とすると、これまでに延べ 900 人の子どもがホームステイを体験したことになるのだが、実

際のところは、近年、ホストファミリーの高齢化により、実働しているホストファミリーが減少傾向にあり、1回のホームステイで受け入れる子どもは4人～6人程度に留まっている。そのため、ホームステイを経験する子どもは年間延べ20人～30人程度である。

- (7) 「生きられた経験」は、本人の主観的事実を重視してとらえられた現実である。このような立場からすると、たとえば、人がそこにいなくても「声が聞こえる」という現象も「幻聴」ととらえられるのではなく、本人の固有の体験と位置づけられ、聴こえた声（「聴声」）ととらえられることになる（日本臨床心理学会 2010）。
- (8) 地域養護活動において特定の役割を担っていない調査者は、子どもからはボランティア等ではなく「役割の曖昧な他者」として認識されていると言える（笹倉・井上 2013；井上・笹倉 2015）。
- (9) 地域養護活動を体験した退所者に対して 2014 年 11 月 16 日に聞き取り調査をおこなった資料による。
- (10) 第 3 回沢内村健康管理研究会（1962 年 12 月 17 日）の資料「沢内村の健康管理状況（昭和 37 年）」に「1. 毎週水曜日妊産婦無料健診（昭 33 年より）」と記載されていることから、旧沢内村では 1958 年から妊婦健康診査（妊婦健診）が無料でおこなわれていたことがわかる。妊婦健診は、母子保健法第 13 条により、市町村が必要に応じておこなうものとされている。現在では、妊婦健診は、その公費負担について、地方財政措置が講じられ（2013 年度より）、子ども・子育て支援法に基づく、地域子ども・子育て支援事業として位置づけられるようになった（2015 年度より）。しかし、その実施主体が市町村であるため、厚生労働省「妊婦健康診査の公費負担の状況にかかる調査」（2015 年 6 月）の結果によれば、今なお、各市区町村間で公費負担額に差が生じているのが現状である。
- (11) 旧・経済企画庁が 1956 年に発表した『経済白書』（副題：日本経済の成長と近代化）の結語に記された文言である。
- (12) 西和賀町では、39 集落中、限界集落（65 歳以上の高齢者が地域の過半数を占める集落）が 3 集落で全体の 8%、準限界集落（55 歳以上の人口が地域の過半数を占める集落）が 28 集落で全体の 71% を占めている（西和賀町議会広報編集委員会 2009）。
- (13) 「昭和 60 年度 猿橋地区地域を語る会（昭和 61 年 2 月 16 日）長瀬野会館（主催：猿橋地区教育福祉活動推進協議会）」によれば、この会は、10:00～16:00 まで開催されており、「小学校 5、6 年生は原則として午前中のみとする」となっている。また、「私の考えるむらづくり」と題する発表は次のようにおこなわれている、「*1 人 5 分以内の発表とする。*発表内容は、特にテーマにこだわらず、自由な発想で特に訴えたいこととする。*発表順は、青年、婦人、壮年、老人、小学生、中学生、高校生、教師（小、中、高）、消防団、PTA の順とする」。2016 年 8 月 26 日におこなった地域の NPO 法人運営委員に対するグループインタビューにおいても、1960 年代後半から子どもも交えて世代間交流会が開催され、地域課題の掘り起こしがおこなわれてきたことが語られている。
- (14) 地域養護活動を体験した在園生に対して 2011 年 8 月 27 日に聞き取り調査をおこなった資料による。

文献

- 浅生 武・高橋菜穂子（2013）「人との関係に問題をもつ子どもたち」『発達』ミネルヴァ書房，86-94.
- 相澤 仁（2008）「施設退所後の年長児童への新たな支援策」『社会福祉研究』103, 47-53.
- 藤澤 昇（2004）「みどり学園新療育記－地域での子育て支援」『福祉現場』信山社，53-59.
- 伊部恭子（2015）「社会的養護における支援課題としての権利擁護と社会関係の形成－社会的養護経験者の生活史聞き取りから」『福祉教育開発センター紀要』12, 1-16.
- 井上寿美・笹倉千佳弘（2015）「社会的養護児童の子育ての社会化が子どもの認識に与える影響－地域養護活動における『ひと・もの・こと』との関係に注目して－」『関西福祉大学発達教育学部研究紀要』1, 1-8.
- 岩手県里親会（2009）『里親いわて』第 33 号.

- 春日明子・早川悟司 (2006) 「児童養護施設における高齢児童の自立支援」子どもの権利条約総合研究所『子どもの権利研究』, 24-27.
- 『子どもが語る施設の暮らし』編集委員会 (1999) 『子どもが語る施設の暮らし』明石書店.
- 『子どもが語る施設の暮らし 2』編集委員会 (2003) 『子どもが語る施設の暮らし 2』明石書店.
- 鯨岡 峻 (2005) 『エピソード記述入門－実践と質的研究のために』東京大学出版会.
- 鯨岡 峻 (2015) 『保育の場で子どもの心をどのように育むのか－「接面」での心の動きをエピソードに綴る』ミネルヴァ書房.
- 内閣府 (2009) 『平成 21 年版 高齢社会白書』.
- 日本臨床心理学会 (2010) 『幻聴の世界－ヒヤリング・ヴォイスズ』中央法規出版.
- 西和賀町議会広報編集委員会 (2009) 『西和賀町議会だより No.13』.
- 認定 NPO 法人ブリッジフォースマイル調査チーム (2015) 『全国児童養護施設調査 2015 社会的自立に向けた支援に関する調査－施設職員アンケート－』 (<http://www.b4s.jp/wp/wp-content/uploads/2015/12/e51d6758a7a9a455776faec103127ae3.pdf#search=%E3%80%8E%E5%85%A8%E5%9B%BD%E5%85%90%E7%AB%A5%E9%A4%8A%E8%AD%B7%E6%96%BD%E8%A8%AD%E8%AA%BF%E6%9F%BB2012+%E7%A4%BE%E4%BC%9A%E7%9A%84%E8%87%AA%E7%AB%8B%E3%81%AB%E5%90%91%E3%81%91%E3%81%9F%E6%94%AF%E6%8F%B4%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E8%AA%BF%E6%9F%BB%E3%80%8F>, 2016. 8. 30).
- NPO 法人輝け「いのち」ネットワーク (2010) 『ホームステイの記録』.
- 小木曾宏 (2011) 「児童養護施設から『自立』すること、『支援』すること－子どもが「のぞむ」社会的養護をめざして」『日本司法福祉学会』 11, 144-158.
- 大田 堯 (2013) 『大田 堯自撰集 1 生きることは学ぶこと－教育はアート』藤原書店.
- 大村正樹 (2006) 「信頼してもいいんだ」『児童養護』 37(1), 31-34.
- 斎藤嘉孝 (2008) 「児童養護施設退所者へのアフターケアの実践－全国施設長調査の結果をめぐる考察」『西武文理大学研究紀要』 13, 49-54.
- 笹倉千佳弘・井上寿美 (2013) 「地域養護活動が児童養護施設の子どもの与える影響」就実教育実践研究センター『就実教育実践研究』 6, 205-211.
- 笹倉千佳弘・井上寿美 (2015) 「外集団との関係からとらえた社会的養護の子どものエンパワメント実現に向けた支援－児童養護施設退所後の生活困難解消を視野に入れて－」『教育社会学会要旨集録』, 324-327.
- 笹倉千佳弘・井上寿美 (2016) 「地域養護活動におけるエピソードの分析と考察－子どもの外集団認識を視野に入れた児童養護施設インケアの可能性検討に向けて－」就実論叢編集委員会『就実論叢』 45, 225-252.
- 庄司順一・谷口和加子・高橋重宏・ほか (1997) 「児童養護施設におけるアフターケアに関する研究」『日本子ども家庭総合研究所紀要』 34, 7-22.
- 立川博保 (2000) 「事例研究 アフターケアを通じて見えてくるもの－つかのまの適応と自立」『児童養護』 31(1), 43-46.
- 天羽浩一 (2002) 「児童養護施設における自立支援とリービングケア」鹿児島国際大学『福祉社会学部論集』 21, 21-34.
- 照井寛治 (1981) 『むらづくり一筋－東北の寒村に燃える希望の灯』清文社.
- 東京都福祉保健局 (2011) 『東京都における児童養護施設等退所者へのアンケート調査報告書』 (<http://www.metro.tokyo.jp/INET/CHOUASA/2011/08/DATA/6018u200.pdf#search=%E3%80%8E%E6%9D%B1%E4%BA%AC%E9%83%BD%E3%81%AB%E3%81%8A%E3%81%91%E3%82%8B%E5%85%90%E7%AB%A5%E9%A4%8A%E8%AD%B7%E6%96%BD%E8%A8%AD%E9%80%80%E6%89%80%E8%80%85%E3%81%B8%E3%81%AE%E3%82%A2%E3%83%B3%E3%82%B1%E3%83%>

(148)

BC%E3%83%88%E8%AA%BF%E6%9F%BB%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8%E3%80%8F', 2016. 8. 30).

横堀昌子 (2012) 「インケア児童の自立支援の現状と課題－各種支援の包括的な位置づけと流れ」『世界の児童と母性』 72, 11-19.

全国社会福祉協議会 (2009) 『子どもの育みの本質と実践：社会的養護を必要とする児童の発達・養護過程におけるケアと自立支援の拡充のための調査研究事業：調査研究報告書』.